

平成 26 年第 13 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成 26 年第 13 回教育委員会会議

1 日 時 平成26年 6 月20日（水） 13時00分～15時00分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委 員 長	山 中	善 夫
委 員	臼 井	博
委 員	池 田	光 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
学校教育部長	大 友	裕 之
教育推進課長	井 口	誠 一
学事係長	村 田	行 信
学事係員	大 西	俊 之
学事係員	藤 田	慎一郎
教職員担当部長	引 地	秀 美
教職員課長	油 屋	誠
教職員係長	宗 片	浩 昌
教職員係員	山 岸	大 志
教職員係員	松 本	崇 弘
服務担当係長	内 山	和 哉
教職員係員	太 田	純
スポーツ部長	西 田	健 一
企画事業課長	石 川	義 浩
企画係長	日比野	篤
企画係員	余 湖	充 裕
企画係員	長 野	祐 太
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	石 川	亜 樹

4 傍聴者 1 名

5 議 題

- 議案第 1 号 札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案
- 議案第 2 号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案
- 議案第 3 号 札幌市スポーツ推進審議会委員の任命について
- 議案第 4 号 平成 26 年度札幌市奨学生（補充及び継続採用者）の選定について
- 議案第 5 号 教職員に対する懲戒処分について
- 議案第 6 号 教職員に対する懲戒処分について

【開 会】

○山中委員長 ただ今から、平成26年第13回教育委員会会議を開会します。

本日の会議の会議録の署名は、臼井博委員と池田光司委員にお願いします。

本日の議案のうち、議案第3号は附属機関の委員の任免に関する事項、議案第4号は奨学生の選定に関する事項、議案第5号及び第6号は職員の人事に関する事項ですので、教育委員会規則第14条第3号、第1号、さらに第2号の規定によって公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第3号から第6号につきましては、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 まず、議案第 1 号について事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 議案第 1 号「札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

今回、ご審議いただくのは、本市の学校教育の振興に貢献した市立学校関係職員を表彰するために制定された「札幌市学校教育功績表彰規則」の一部を改正することについてです。

まず、改正内容について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

札幌市教育委員会では、表彰規則に基づき、教職員等で30年以上在職し功績があった者を表彰していますが、このたびの提案は、この表彰に係る在職期間の計算基準日を11月 3 日から 7 月 1 日に改正するというものです。

次に、この規則改正に至る経緯を説明いたします。

札幌市教育委員会では、昭和53年度から本市の学校教育の振興発展に資することを目的として、本市の学校教育に貢献し、その功績が顕著な市立学校関係職員を表彰することとし、札幌市教育委員会で制定した表彰規則に基づいて、勤続30年の表彰を行っています。

一方、北海道教育委員会においても、同様の趣旨から道の表彰規則に基づいて勤続30年の表彰を行っています。また、この30年表彰対象者の在職期間の計算ですが、札幌市教育委員会も北海道教育委員会も、11月 3 日を基準日として定め、表彰日については、札幌市教育委員会も北海道教育委員会も、それぞれの表彰の実施要領に基づき、基準日以降に実施しています。

このように取り扱ってきた30年表彰ですが、北海道教育委員会では、この時期は北海道議会の開会中であることから、表彰式の開催日時の設定や出席者の日程調整などの事務が煩雑となること、また、雪害による交通機関の乱れによる表彰対象者の表彰式出席への影響が懸念されることから、これらの影響を受けないよう、本年 3 月31日付で基準日を 7 月 1 日とする道表彰規則の改正を行うとともに、表彰日を定めた道の表彰実施要領も改正し、表彰は 7 月 1 日に行うと決めました。

このことを受け、本市においても、勤続30年表彰の在職期間を計算する際の基準日の取り扱いについて、改めて検討した結果、札幌市教育委員会が任命する県費負担教職員については、北海道教育委員会の任命する教職員と取り扱いが異ならないよう、現在の11月 3 日を北海道教育委員会と同様に 7 月 1 日に変更することが適当であると判断しました。

その理由についてですが、札幌市教育委員会任命職員と北海道教育委員会任命職員は、任命権者は異なりますが、給与負担者はともに北海道であり、給与等の勤務条件については、北海道条例が適用または準用されています。このため、平成4年に札幌市教育委員会と北海道教育委員会で協議し、現在まで札幌市教育委員会における表彰の根拠、要件等、表彰の基準となる事項は、道表彰規則に準じた内容としてきた経緯があります。

こうした給与負担者と任命権者のねじれた関係については、平成29年度にも県費負担教職員制度の見直しが行われ、解消される予定ですが、移管前ということもあり、今回の道表彰規則改正に合わせるため、議案として表彰対象者の在職期間を計算する際の基準日を定めた札幌市学校教育功績表彰規則の一部を改正する規則案を提出いたしました。

なお、表彰日については、この表彰規則の一部改正後に、これも北海道教育委員会に合わせて7月1日に表彰を行うものとする表彰実施要領を改正する予定です。

本件については、以上です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、ご要望がありましたらお願いします。

○臼井委員 事情はよくわかりました。このことについて、私は賛成です。

改正理由として、道議会の開催と雪害等とあったのですが、11月3日に雪害があったのですか。

○教職員係長 11月3日が基準日で、実施要領でそれ以降に表彰式を行うとなっています。このため、基準日の11月3日で対象者を確定し、表彰状の印刷や名簿など式の準備はその後になるため、表彰式はどうしても12月になると聞いています。

○臼井委員 わかりました。ありがとうございます。

○池田（光）委員 もともと基準日を11月3日にした主な趣旨は何ですか。

○教職員係長 予測ですが、文化の日という秋の祝日に合わせたのだと思います。

○池田（光）委員 11月3日から30年の起算をするということですか。

○教育次長 3月31日時点で30年が経過した者を、その年の11月3日に30年表彰の対象者と判断します。11月3日から起算をするのではなく、その前に30年に到達している者を選定します。

○池田（光）委員 この規則は、この改正だけでよいのでしょうか。規則全体を検討したと思いますが、今回の改正点のみを変えるということで特に問題なかったのでしょうか。

○教職員課長 特に問題はないと思います。

○山中委員長 参考までに見たいということでしたら、会議とは別にコピーをもらえますか。

○池田（光）委員 問題ないということなので、結構です。

○教職員担当部長 表彰規則など、要領全体ということですね。

○山中委員長 はい。

○教職員担当部長 わかりました。

○山中委員長 先ほど功績がある者という説明でしたが、実態は、勤続30年になればほとんどの方がもらえるようなものですか。勤続30年になったからといって、必ずしももらえるとは限らないのでしょうか。

○教職員課長 懲戒処分等を受けていなければ、ほとんどの職員が表彰されます。

○山中委員長 処分された者は除かれるのですね。

○教職員課長 はい。

○池田（光）委員 こういう機会に表彰規則のあり方が現実と合っているのかを議論してみる必要があるか、お聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

これとは関係ないかもしれませんが、他の制度をもっと組み入れる、勤続30年というものが今の時代に合っているのかなどの議論はどうでしょうか。

○教職員係長 このほか、例年、11月ごろに教育委員会会議にお諮りしている教育実践功績表彰があります。今年1月に、表彰式に臨席いただきましたが、そういった部分については、絶えず学校で活躍されている方、功績があった方、個人、団体、学校も表彰していきまして、この規則の中に含まれています。お話にあったように、この勤続年数30年も、処分等は除外し、教職員として勤続されていることが功績という位置づけで表彰させていただいています。

○山中委員長 今のところ、この30年表彰のほかに行われている教育実践功績表彰があるけれども、それ以外にこういうものを設けるべきであるとか、これはやめるべきだといった議論は内部的にはまだ無いのですね。委員から、この辺について検討して新しいものを設けたほうがよいのではないかとか、これはやめたほうがよいのではないかという意見などがあれば、またご提案いただいてもよいかと思います。

それでは、この表彰規則の改正についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 制度のあり方について議論したいということであれば、また改めて機会を設定したいと思います。

○池田（光）委員 せっかくこういうケースが出たので、どのようなものがあるって、今と合っているのか、もう少しこういうものがあったほうがよいという議論をする場面があってもよいかと思います。

○山中委員長 勉強する機会でもよいですね。

○池田（光）委員 はい。

○山中委員長 それでは、議案第1号については提案どおり決定といたします。

◎議案第2号 札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案

○山中委員長 続いて、議案第2号を事務局から説明をお願いします。

○教職員担当部長 議案第2号「札幌市立学校管理規則の一部を改正する規則案」について説明いたします。

今回、ご審議いただくのは、学校職員の職務に専念する義務の免除、いわゆる職専免の事務手続について定めた「札幌市立学校管理規則」第21条の一部を改正することについてです。

まず、規則改正に至る経緯から説明いたします。

これまで、北海道教育委員会においては、教職員が教育関係団体の業務に従事する場合の服務上の取り扱いを必ずしも明確にしていなかったのですが、既に明確にしていた部活動に係る大会等の業務に従事する場合と、教育研究団体の業務に従事する場合における服務上の取り扱いを統合し、整備しました。

詳細については、この後、改めまして説明いたしますが、校長本人が教育関係団体の業務に従事する場合は、校長本人が職専免を承認することとし、また、当該団体の業務に職員が従事する場合は、当該職員が勤務する学校の校長が職専免を承認することとする道管理規則の改正が行なわれたものです。

このことを受け、本市においても、学校職員が教育関係団体の業務に従事する場合の服務上の取り扱いについて、改めて検討しました。その結果、本市における教育関係団体の業務に従事する場合の取り扱いについても、北海道教育委員会と同様に整理し、職専免の承認についても、具体的な基準を示すことによって校長が職専免の承認の可否を判断することが容易になることから、迅速な事務処理に資するものと判断し、今回、議案として職専免の承認手続を定めた札幌市立学校管理規則第21条の一部を改正する規則案を提出いたしました。

それでは、規則の改正内容について、改正内容説明資料を用いて説明いたします。

この資料は、左側に現行制度、右側に改正案を示しています。

また、上段には管理規則の条文を記載し、下段には管理規則の内容を図であらわしています。

まず、現行制度から説明いたします。資料の上段の第21条の第2項の条文をご覧ください。

学校職員の職専免を承認する場合、職専免の承認の原則的な取り扱いである「職員の職務に専念する義務の免除の承認は、校長にあつては教育長が、所属職員にあつては校長が行う」となります。

次に、教育長ではなく校長が職専免を承認する取り扱いを、校長と所属職員の場合に分けて説明いたします。

承認を受けたい職員が校長の場合は、当該校長が「勤務する学校の教育活動として位置付けられ、かつ、同校の幼児、児童又は生徒が参加する大会等の運営に関する事務その他教育長が特に認める事務」に限って職専免の承認を校長本人が行うこととしています。

次に、承認を受けたい職員が教頭や副校長、一般教諭や事務職員の場合についてです。

所属職員が「勤務する学校の教育活動として位置付けられ、かつ、同校の幼児、児童又は生徒が参加する大会等の運営に関する事務その他教育長が特に認める事務」と、資料の「（１）国又は地方公共団体が法令又は条例等に基づき設置した委員会（審議会との他これに準ずるものを含む。）の構成員として、その事務を行う場合」、「（３）職務に関連ある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員をして職を兼ね、その事務を行う場合」を除いた事務は、所属職員の職専免を校長が承認することとなっています。

ただし、（１）と（３）の事務と、（２）の①の事務については、教育長が行っています。

今回の改正は、この職専免を承認することについて、北海道の学校管理規則の改正内容に準じ、現行制度では教育長が承認することとしていた権限の一部を校長が行うものとして権限を移譲するものです。

それでは、資料右側の改正案をご覧ください。

まず、職専免の承認を受けたい職員が校長本人の場合についてです。

一つ目は、「（１）本市における研究又は研修を推進するために特に必要と認められる団体等」とありますが、これは、いわゆる教育研究団体などの業務に当たります。例として、札幌市小学校英語教育研究会や札幌市視聴覚教育研究会などが挙げられます。

次に、「（２）適切な学校運営を行うために情報交換等を行うことが特に必要と認められる団体等」は、いわゆる校長会や教頭会などの業務に当たります。

次に、「（３）幼児、児童又は生徒の活動を支援するために特に必要と認められる団体等」については、いわゆるＰＴＡや青少年育成協議会、交通安全指導推進委員会などの業務が相当いたします。

これら三つの団体業務の校長の職専免を校長本人が承認できるものとして新たに加えています。

また、「（４）学校の教育活動として位置付けられている大会等を運営する団体等」は、いわゆる中体連や高体連などの部活動の業務になります。先ほどの現行制度の説明の中では、校長が勤務する学校のいわゆる自校の教育活動として位置づけられ、かつ、自校の生徒が参加する大会の運営に関する事務、その他教育長が特に認める事務に限っていましたが、今後は自校のみならず、他

校の教育活動として位置づけられているものも含めて、これまで同様、同一年度に10日以内に限り、校長本人が職専免を承認できるものといたします。

この「（４）の学校の教育活動として位置付けられている大会等を運営する団体等」の事務ですが、具体的に想定しているものは、大会の運営会議や競技審判等に従事する場合です。つまり、今後は、中学校の教諭が自校の生徒が参加していない中体連の大会においても、競技審判などを行う場合については、所属する学校長の権限で職専免を承認するという形になります。このような学校職員が相当数いることから、これを承認する権限を学校長に移譲することにより、事務処理の迅速化や簡素化が図られ、学校現場への負担軽減に寄与するものと考えています。

なお、「（５）その他教育長が特に認める団体等」については変更がありません。

次に、所属職員の場合について説明いたします。

資料中に、オレンジ色で網かけした図に緑色の字で「前項各号に掲げる団体等」と記載しています。これは、「本市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の役員又は職員としての地位を兼ね、その事務を行う場合」のうち、先ほど校長の職専免を校長本人が承認することになるものとして説明した（１）から（５）の項目について、該当する職員が勤務する学校の校長が職専免の承認を行うものとするものです。

なお、今回の改正により、校長が職専免を承認できるものが増えます。しかしながら、職専免については、公務優先の原則に照らして必要最小限とする必要があります、この点はこれまでの判断基準と同じで何ら変わるものではありません。

また、今回、追加された校長会やPTAなどの教育関係団体ですが、それぞれ団体の存在意義や設立目的は教育活動にとって非常に重要なものがありますが、当然のことながら、その団体の業務ということをもって全ての業務について職専免が承認されるわけではありません。

今後も、教育環境や社会情勢の変化に伴い、新たな団体ができることは十分考えられるところですが、職専免の承認については、こういった主催団体であるかも重要ですが、団体名だけで判断するものではありません。あくまで、その従事する業務内容により判断するものです。職専免と考えられるものは、校務と同等とまでは言えなくとも、研究・研修・校務運営に係る情報交換、子どもたちの活動を支援する業務であったり、学校の教育活動に位置づけられる部活動大会等の業務で校務と関連性があると考えられるものであることが必要となります。

繰り返しになりますが、教育関係団体の業務であれば無条件に職専免を承認

するわけではなく、その判断基準は業務内容ということになります。例えば、職専免を承認できない業務内容としては、団体自身の内部管理業務とされている庶務・会計業務などがあり、具体例としては、文書の収受、団体の会計監査、団体のPR活動、組織運営の検討などの業務は、現在と同様、勤務時間中に従事することはできないものとしています。

このため、保護者をはじめ市民からその職専免に疑問の声が生じないように、また、会計検査院や監査によって職専免を承認したことが誤りだと指摘されることがないような方策が必要と考え、本件を学校に通知する際には、団体の業務について、何が公務、職務であるのか、何が職専免を承認できるのか、あるいは勤務時間外や休日に行うべきものであるか、校長が容易に判断できるよう事例を示した質疑応答集を配付するとともに、管理職への説明会、研修会等の機会を通じ、適正な運用、服務規律の確保が図られるよう努めてまいりたいと考えています。

本件につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございました。

提案は、承認する権限が誰になるかという改正でした。その関係に絞った改正ではありますが、関連する点も含めて、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○臼井委員 改正案を見ると、非常に具体的に書いています。校長がみずから、学校職員の職務に専念する義務の免除に当たるかどうかの判断がよりしやすくなったということで、よくなったと思います。

その上で、一、二、お伺いしたいと思います。

例えば、いわゆる教育研究団体、国語教育連盟などの内部の管理、監査はこれに当たらないという話でしたが、そうなると、国語なら国語の研究会が主催する研究大会に出ることはよい、あるいは、校長が助言者として参加を求められて出てもよい、そのための授業の事前の検討会も含まれるのですね。要するに、その会の運営についての協議をするということは、学校職員の職務に専念する義務には入らないのですね。

○教職員担当部長 お話にありましたとおり、教科の研究、研修にかかわる業務については、職専免が認められます。ただ、会計業務や事前の運営の打ち合わせについては入らないというような押さえです。

○臼井委員 わかりました。

もう一点は、例えば、学校によっては、姉妹校を提携したいとか、道外の学校との連携で校長が訪問するとか、そのために職員が準備等で行くというのは、「（５）その他教育長が特に認める団体等」になるのでしょうか。

○教職員係長 この場合は、（５）にはならず、教育長あて協議となり、学校教育委員会教職員課へ必要な書類を提出していただくことになります。

○臼井委員 わかりました。

細かく挙げていくときりがないですが、校長の立場になると、これが直ちに職務専念義務の免除に当たるかどうかの判断がぶれてはいけないので、できるだけ具体例を多くしていただければと思います。

○山中委員長 その辺は、冊子等できちんと示していくのですね。

○教職員係長 はい。

○山中委員長 特に、校長本人が自分の参加について承認するということについては、お手盛りみたいになってはいけないでしょうから、かなり具体的に明示しておかないと、校長は判断に迷うと思うので、きちんと整理をお願いします。

○池田（光）委員 これが見直すきっかけになった事例か何か発生したのでしょうか。従前からの懸案だったのでしょうか。

○教職員係長 平成22年に、会計検査院の検査や全道調査、全校調査と言われる調査がありまして、その結果は、文部科学省から指示があって、北海道教育委員会と調査したものについて、教育委員会会議にも報告いたしました。そのときの指摘の一つとして、部活動と教育研究団体の職専免を認めるときに、校長先生が判断することよりも、教育委員会が判断するものがはっきりと示されていないとのこと指摘があったため、それを踏まえての改正となっています。

○山中委員長 そういう経過があっただけに、なおさら、第三者からの誤解を招かないように、きちんとわかるようにしていただきたいと思います。

○阿部委員 話がずれてしまうと思いますが、２カ月ぐらい前に、学校の先生が、自分の子どもの入学式に参加するために勤務先の学校の入学式を休んだと

ということが社会問題になったと思います。そういうことについては、何か規則があるのですか。

○山中委員長 あれは、有給休暇の問題です。

○教職員係長 埼玉の高校の話だと思います。有休の取得の部分の話で、新聞報道でしかわからないのですが、今回の職務専念義務の承認とは違いまして、承認する校長先生の権限になりますけれども、お休みされる事情とか学校の体制等を判断した上で休暇が認められるということは、今後も変更はございません。

○阿部委員 認められているけれども、それを一般の人が知らないから、ああいうふうになったということですか。

○教職員課長 私事を優先するのか、公務を優先するのかで、そういったご指摘をされる方は、教職員は公務を優先すべきだということで、自分のお子さんの入学式を優先してお休みになった方がどうなのだというご指摘をいただいたということです。そのあたりは、校長が学校運営にどれだけ影響を与えるようなことを判断して決めるべきであって、それがよい、悪いというのは、さまざまなお考えがあると思いますので、それをもって認めるとか認めないと言うことは難しいかと思います。

○阿部委員 道德の問題ということですか。

○山中委員長 時代の流れもあるし、家族状況もあります。おじいちゃん、おばあちゃんが一緒にいたら、手分けして出席するということになると思いますが、なかなか簡単ではないです。

○池田（光）委員 以前、青年会議所で、先生たちの交換プログラムをアーカンソー州と作ったことがあります。その時は先生たちの交流だったのですが、こちらからアーカンソー州へ行くときに、最終的には配慮していただいたみたいですが、義務免は受けられないと言われたようでした。

これと関係があるのかどうかわかりませんが、先生たちが外国へ行って学びたいというのは個人的なレベルなのか、学校レベルの話なのか。例えば、1カ月休んで行きたいというのは、有給休暇制度の話になるのでしょうか。この制度とは関係ないのでしょうか。

○**教職員係長** 語学の勉強のため、個人で行かれる場合もありますし、制度を利用して研修に行かれる場合もあります。また、職務専念義務の免除については、札幌市の団体、友好都市、姉妹都市もありますので、そういったところへの児童生徒の引率は場合によっては公務の場合も考えられますし、役割を果たすということで職務専念義務を免除して行っていただくこともあります。

どれが職専免かは、教育長に協議をいただいて判断することになりますが、公務の場合、職専免の場合、年休対応はこれですと一概にはお示しできませんが、手段としてはございます。

○**池田（光）委員** 制度を活用して海外へ行ってみたいという場合には、この規定を活用することも可能なのでしょうか。

○**松本教職員係員** 例えば「日米教員交流プログラム」というものがあり、この場合は、いわゆる出張扱いで行っていただきました。

○**山中委員長** 個別の急に出てきた問題だと、それは、最終的に教育長が承認するかしらないかという形になってくるのでしょうか。教育上必要であるとか、様々な検討が必要になるのでしょうか。

○**池田（光）委員** これから義務免という考え方をどう捉えてやっていくのかについて、もう少しいろいろなものについて義務免を認めていく方向なのか、そうではないのかが少し曖昧な気がするのです。

○**教職員係長** 大原則は、学校での授業、教育活動が中心になります。これは、全国共通だと思います。その中で、いろいろな教育関係団体、社会情勢とか教育の課題によっては地域住民の方とのお付き合いとか先生ご自身の研究など、多岐にわたって団体が増える可能性があると思います。ですから、そこは社会情勢に合わせて、必要なものは職専免、場合によっては公務に参加されるということがありますが、基本は、やはり地方公務員ですので、職務に専念する義務が課されているということは変更ありません。

○**山中委員長** 札幌市としてこういうことをやっていこうということでは、少し緩やかになるというか、この規定や別の制度を活用することはあり得るだろうとは言えますね。

○**臼井委員** 勤務の上での義務の重さがあることながら、教育公務員特例法の

中には、教員としての専門的なスキルを維持、向上のため、研修を努力義務とすべきというところがあります。

このようなところからいくと、非常にバランスが難しくて、例えば会計検査院等での指摘にありますが、夏季休暇中の自主的な研修について、研修に当たるのかどうかの線引きはとても難しいと思います。一方で、いわゆる官製研修以外は認めないといった固い方向に行くと、教員が自主的に学ぼうとする意欲がそがれてしまい、元も子もありません。

できるだけ時代の流れを見ながら、教員は日々研修していくことが教師としての専門的な仕事を維持する上で必須だと考えながら、少し弾力的で柔軟な対応をお願いできればと思います。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第2号の権限の問題については、このような改正をすることよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 くれぐれもお手盛りにならないように、きちんとした決まりを作ってください。

それでは、議案第3号に入りますが、ここからは公開しない議案となりますので、傍聴の方はご退席をお願いします。

以下 非公開
